

第 4 章

資 料 編

◇用語の解説

ア行

Iターン 都会で生まれ育った人が地方へ就職・転職すること。

アウトリーチ 住民が生活する地域に出向くこと。支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、支援者側から積極的に働きかけを行うこと。

アドバイザー 忠告者、助言者、顧問、相談相手のこと。

アンケート 多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査法。社会のいろいろな事柄や人々の意見などを調べるために、関係者や有名人に一定の質問形式で意見を問うこと。

移動制約者 過疎地域や郊外住宅地で公共交通の利用の不便により、移動に制約のある者。

インターネット 複数のコンピューターネットワークを相互に接続して、全体として一つのネットワークとして機能するようにしたもの。個々のコンピューターネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイトのこと。代表的な SNS は、フェイスブック。

SDGs “Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）”の略称。世界が抱える問題を解決するために、2030年までに世界が達成すべき目標を表したもの。世界共通の目標が17、さらに具体的な目標を示した169のターゲットから構成されている。

NPO（民間非営利組織）・NPO法人 医療、福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、国際協力・交流、人権、平和、教育、男女共同参画などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称NPO法人という。

奥州福祉推進市民会議 市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、第1次地域福祉活動計画で設置を定め、奥州市社会福祉協議会が平成23年度に設置した。地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行う。

カ行

介護保険制度 高齢者介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支えあう制度のこと。サービスの例：ホームヘルプサービス、デイサービスなど

核家族 家族の形態を示す用語で、①夫婦とその未婚の子、②ひとり親（片親）と未婚の子、③夫婦のみ、で構成される家族のこと。

可視化 直接見ることができない事柄を映像やグラフ・表などにして目に見えるようにすること。

QRコード モザイク状で四角い形をしたバーコードの一種。携帯電話などのカメラをかざし、情報を読み取ることができる。

協働のプラットフォーム 地域の福祉課題について自発的に対等な立場で参加し共有・協議する場。地域住民、行政、社会福祉法人、各種活動団体、ボランティア、専門家など多様な主体が自主的に集まり、それぞれの強みを活かして連携を図り、課題解決に取り組む。

ケース 個々の事例。

権利擁護 人が本来持ち合わせている権利が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成、獲得を支援することや、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。奥州市社会福祉協議会では、この権利擁護に関わる事業として、高齢者、知的・精神障がい者などが安心して日々の生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の管理、書類等の預かりなどについて、生活支援員が定期的に訪問してお手伝いをする、日常生活自立支援事業を行っている。

広域市町村ネットワーク連絡会議 行政や社協をはじめ、法人、企業、ボランティア、一般市民など多様な主体が、平時及び災害時の役割分担や連携・協働のあり方を確認・協議し、平時から関係機関及び団体のネットワークを構築し、様々な取組みを円滑に行うための市町村域レベルの連絡会議。

コーディネート 各部を調整し、全体をまとめること。

ご近所福祉スタッフ 奥州市社会福祉協議会が委嘱する、近隣の要支援者の見守りや地域の小地域ネットワーク活動の推進など、地域における身近な福祉活動の実践者。第1次地域福祉活動計画において福祉活動に関心を持ち活動する人を増やすための「ご近所福祉スタッフ制度」を創設し、平成23年度より概ね50世帯に1人を目安として配置している。

コミュニティ 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団のこと。地域社会、共同体を示す。

個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律の通称のこと。個人情報の適切な取り扱いと保護について定めた法律。平成15年に成立、2年の準備期間を経て同17年に民間も含め全面施行。高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことを背景に、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的とする。氏名、住所、生年月日などの個人に関する情報を適性に扱い、個人の利益や権利を保護することを、国や地方自治体、事業者などに義務付けている。

サ行

サポート 支えること。支持・支援すること。

サロン ある目的のために、人々が集まって一つのまとまりとなったもの。二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団。ふれあいサロンと子育てサロンなどある。なお、ふれあいサロンとは、子供からお年寄りまでが一緒に集い、遊べる・交流できるように市内各地で行われている事業で、子育てサロンは小さい子供と親御さんが交流したり、楽しんだりするところ。

参画 計画に加わること。事業などの実行段階からでなく計画の段階から加わる、という意味合いで用いられることが多い。

自主防災組織 災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う自治会や町内会を基盤とした任意の防災組織。

システム 方法。方式。

社会資源 支援が必要な人に対しての有償・無償の公的・民間サービス。地域の人材を基本とした

様々な特技や資格を活用し、支援が必要な人に対し活動を行うこと。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行う。

住民参加型在宅福祉サービス 有償・有料を基本とした住民相互の助け合いを目的とし、団体を結成して行われる活動。サービスを提供する会員、利用する会員という会員制をとっており、家事援助や話し相手など様々なサービスを提供している。

情報発信媒体 ブログ、メールマガジン、ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）、インスタグラム（Instagram）、ユーチューブ（YouTube）などインターネットを活用し閲覧者に情報を発信するもの。

スペース 空間、場所のこと。

成年後見制度 精神上的の障害があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行い、判断能力の程度によって、後見・保佐・補助のいずれかに認定する。平成12年民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。

タ行

地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域コミュニティ 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

地域セーフティネット会議（ネット会議） 行政区を基本単位とし、地域福祉関係者が定期的に話し合いや情報共有を行う場。地域の福祉課題を共に考え、解決において支え合いながら安心して過ごすことができるような取り組みや、住民みんなが交流を深め連帯感を醸成する仕組みづくりなどを構築するための会議。

地域福祉 地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、すべての住民が安心して生きがいをもって生活できるよう、住民、地域の団体、民間企業福祉サービス事業者、行政等のあらゆる主体がお互いに協力しあうことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組み。

地域福祉活動計画 地域福祉の整備・推進、そのための活動を織り込んだ公私の計画を指し、地域福祉計画に比べ「活動」により重点をおいている。計画策定にあたっては、市民参加を十分に積み重ね、住民自治の発展による福祉のまちづくり活動計画として策定。

地域福祉計画 地域福祉計画は、平成12年に改正された社会福祉法において規定された計画で、市町村は住民などの参加を得て地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備する内容の「市町村地域福祉計画」を策定することとされている。

地域包括支援センター 高齢者の状態の変化に応じて必要なサービスを常時提供する中核機関のこと。公正・中立な立場から、地域の高齢者を対象とした地域包括支援体制として、総合的相談・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメントなどを行う。改正介護保険法に基づき、平成18年4月より設置。

ツール 道具。

データベース 大量にあるデータの集め、検索しやすくしたもの。

テーマ 行動や創作などの基調となる考え。主題。

出前講座 市社協の職員やボランティアが現地（学校や企業、地域など）に出向き、実際に車椅子や手話の体験活動や福祉に関する情報提供等を行うこと。

ナ行

ニーズ 必要。要求。需要。

日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、しかも援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス、苦情解決制度の利用を援助するなどの生活支援を行う。

認知症 一度獲得された知能が、後天的な脳の器質的障がいのため進行的に低下する状態のこと。原因として、脳梗塞(のうこうそく)・脳出血などの脳血管障がいの後遺症、アルツハイマー病やピック病などの退行変性疾患、クロイツフェルトヤコブ病などの感染性疾患、内分泌性疾患、腫瘍(しゅよう)性疾患、外傷性疾患、麻薬やアルコール依存症などが挙げられる。痴呆。痴呆症。差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、平成 16 年に厚生労働省の検討会が「痴呆」から改称の方針を決めた。

ネットワーク 個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。ある計画を遂行するために必要なすべての作業の相互関係を図式化したもの。

ハ行

8050 問題 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えている状態。社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ちはじめている。

伴走型支援 支援を必要とする人に対し、支援者が一対一で寄り添った支援を行うこと。

ひきこもり 長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。平成12年厚生労働省により引きこもりに関する初の全国調査が行われ、引きこもりを「とくに精神的な障害がきっかけではなく、自宅や自室に 6 か月以上の長期間ひきこもって社会参加できないでいる中学卒業段階以降の青年の状態。現役の小・中学生の不登校は含まない」と定義している。

避難行動要支援者 避難準備段階や災害時に避難所まで他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない方。

フォーラム 一つ的话题に対して、出席者全員が参加して行う討論。また、その方式。集团的公開討論。

福祉活動専門員（CSW） 市区町村社会福祉協議会に配置され、地域の担い手の育成と支援、専門機関等のさまざまな社会資源とのネットワークづくり、住民主体の活動支援を行うことにより、複雑・多様化する生活課題を解決に結び付ける役割を担う。

福祉サービス 障害程度区分等により地域で生活できるようサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度のこと。

サービス例：ホームヘルプサービス、デイサービスなど。

福祉車両 障がい者や高齢者が乗り降りしやすく、また、運転しやすく設計された車。

プライバシー 個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。私事。私生活。また、秘密のこと。

プラットフォーム 基盤・基礎・土台。多様な主体が、自発的に対等な立場で参加する場。

放課後児童クラブ 保護者が共働きなどにより、昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う場。

ホームページ インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合のこと。インターネットのWWWサーバーに接続して最初に見える画面。個人や企業・団体が情報の発信を行う。WWWサーバーが提供する画面の総称として使われることもある。

ボランティアコーディネート ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつけること。

ボランティア・市民活動センター ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関のこと。福祉教育の推進や市民に対してのボランティアの情報提供も役割となっている。

マ行

マッチング 組み合わせること。

マニュアル 作業の手順などを体系的にまとめた冊子の類。

マンネリ マンネリズムの略。手法が型にはまり、独創性や新鮮味がないこと。

見守り（みまもり） 見守るとは「目を離さないで見る・事故などがないように気をつけて見る」という意味。福祉関係者が使う場合は「事故などがないように気をつけて見る」の意味合いが強く、「ひとり暮らしの方の見守りをお願いします」というように用いている。

民生委員・児童委員 乳幼児から高齢者、障がい者などのだれもが安心して暮らせるよう、生活上の悩み事や心配事などの相談に広く応じ、必要に応じて社会福祉の制度やサービスを利用できるように橋渡しをし、行政機関と協働して各種福祉関係の情報の提供や援助を行ってくれる地域の奉仕者のこと。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任。子育て不安や虐待、いじめ、非行、不登校など地域の子どもに関するあらゆる問題を、行政機関と連携して相談・援助に応じている他、学校や社会福祉協議会などとも協働して、健全育成活動や環境づくりに努力している。

モデル 模範・手本または標準となるもの。また、今後の範とするために試みられたもの。

モニタリング 事業や支援が計画どおり進められているか、目標の達成に近づいているか、新たな課題が発生していないかなどを確認すること。モニタリングの結果によって、計画の見直しを行うことも必要となる。

ヤ行

有償ボランティア 無報酬で自発的に奉仕活動に参加するボランティアに対し、交通費や宿泊費・食費などの経費、あるいは報酬や謝礼が支払われるボランティアのこと。

Uターン 地方で生まれ育った人が都会で就職して働き、その後また生まれた地方へ戻ること。

ラ行

リモート 遠い、離れた、遠隔の、隔たりのある。

リーダー グループ、集団を代表、指導、先導、統率する存在。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定経過

日 時	内 容
令和2年 6月5日（金）	第5回課長会議 ・地域福祉活動計画策定要綱（案）、策定方針（案）について協議
6月11日（木）	第1回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
6月19日（金）	第6回課長会議 ・地域福祉活動計画策定要綱（案）、策定方針（案）について協議
6月22日（月）	第2回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
7月3日（金）	第4回三役会議 ・地域福祉活動計画策定要綱（案）、策定方針（案）について報告
7月9日（木）	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・地域福祉活動計画策定要綱、策定方針について制定
7月17日（金）	第3回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
7月21日（火）	第4回支所長会議 ・第3次地域福祉活動計画策定作業部会員の推薦依頼
8月19日（水）	第4回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市と打合せ
8月27日（木）	第1回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画策定について協議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の策定について協議
9月7日（月）	第1回奥州市地域福祉活動計画作業部会全体会議
9月11日（金）	計画策定作業部会全体打ち合わせ
9月～10月	計画策定作業部会各グループ会議
10月30日（金）	第5回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
11月24日（火）	第2回奥州市地域福祉活動計画作業部会全体会議
12月3日（木）	第6回奥州市地域福祉活動計画・奥州市地域福祉活動計画策定に係る奥州市との打合せ
12月15日（火）	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画（本文素案）について協議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画（本文素案）について協議
令和3年 1月22日（金）	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画（本文素案）について協議

日 時	内 容
2月10日（水）	第3回奥州福祉推進市民会議 ・第3次奥州市地域福祉活動計画（案）について協議
2月15日（月）	第3次奥州市地域福祉活動計画パブリックコメント募集開始 【3月2日（火）まで】
2月18日（木）	奥州市社会福祉協議会役員協議会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画（案）について協議
2月22日（月）	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会（衣川・前沢）
2月24日（水）	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会（胆沢）
2月26日（金）	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会（江刺）
3月1日（月）	第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画策定に係る住民説明会（水沢）
3月5日（金）	奥州市社会福祉協議会第8回理事会 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の策定について議決
3月22日（月）	第4回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州福祉推進市民会議 ・第3期奥州市地域福祉計画の策定について議決 ・第3次奥州市地域福祉活動計画の議決について報告

**第3期奥州市地域福祉計画並びに第3次奥州市地域福祉活動計画
策定に係る住民説明会開催状況表**

回数	地域名	開催日	開始時間	会 場	参加者数	関係者数	合 計
1	衣 川	令和3年 2月22日（月）	午前10時	衣川保健福祉センター	26人	9人	35人
2	前 沢	令和3年 2月22日（月）	午後2時	奥州市前沢総合支所	49人	9人	58人
3	胆 沢	令和3年 2月24日（水）	午前10時	胆沢文化創造センター	40人	10人	50人
4	江 刺	令和3年 2月26日（金）	午後2時	江刺総合コミュニティセンター	63人	10人	73人
5	水 沢	令和3年 3月1日（月）	午前10時	奥州市総合福祉センター	50人	11人	61人
6	水 沢	令和3年 3月1日（月）	午後2時	奥州市総合福祉センター	51人	11人	62人
合 計					279人	60人	339人

第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会開催状況表

○作業部会全体会議

	開催日	内 容
第1回	令和2年9月7日(月)	第3次奥州市地域福祉活動計画素案の策定について
第2回	令和2年11月24日(火)	第3次奥州市地域福祉活動計画作業部会策定素案について

○作業部会

	作業部会名	Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1回	開催日時	令和2年10月1日(木) 午前10時から 午後0時30分まで	令和2年9月24日(木) 午前10時から 午前11時50分まで	令和2年10月8日(木) 午後1時30分から 午後3時10分まで
	開催場所	奥州市総合福祉センター 研修室	奥州市総合福祉センター 在宅福祉課 会議室	奥州市総合福祉センター 小会議室
	協議内容	第3次計画作業部会素案 の進捗の確認、推進テーマ 及び内容について協議	第3次計画作業部会素案 に係る課題抽出作業と推 進テーマについて協議	第3次計画素案の進捗の 確認、推進テーマ及び内 容について協議
	参加者数	11人	11人	10人
第2回	開催日時	令和2年10月20日(火) 午後1時30分から 午後3時15分まで	令和2年10月9日(金) 午前10時から 午後0時10分まで	令和2年10月22日(木) 午後1時30分から 午後3時10分まで
	開催場所	奥州市総合福祉センター 小会議室	奥州市総合福祉センター 在宅福祉課 会議室	奥州市総合福祉センター 小会議室
	協議内容	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認	第3次計画作業部会素案 の推進テーマ及び内容の 最終確認
	参加者数	11人	12名	9名

○作業部会ワーキンググループ（職員会議）

グループ名 開催日(令和2年)	Aグループ	Bグループ	Cグループ
9月11日(金)	グループ代表者全体打ち合わせ		
9月14日(月)			グループ打ち合わせ
9月15日(火)	グループ打ち合わせ 第1回グループ会議	グループ打ち合わせ	
9月28日(月)	第2回グループ会議		
10月5日(月)			第1回グループ会議
10月13日(火)	第3回グループ会議		
10月22日(木)			第2回グループ会議

第3次奥州市地域福祉活動計画策定要綱

1 目 的

地域福祉活動推進は、行政サービスの充実が進められる一方、市民による地域での支えあいを進め、市民自らが参画し協働する福祉活動の展開が不可欠です。それを推進するためには、地域住民の生活や福祉の課題を集約し、「地域福祉は身近な問題」として住民が参画する活動を支援していく必要があります。

社会福祉法に示されている「地域福祉の推進」の理念に基づき、ともに支え生きていく地域社会の構築に向け、地域住民とともに住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、第3次奥州市地域福祉活動計画を策定します。

2 主 体

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

3 基本方針

- (1) 地域の隅々に渡る地域福祉活動を目指した住民主体による地域づくりの具現化
- (2) 実施している事業及び活動の共有と整理による事業の再編及び活性化
- (3) 地域福祉課題への総合相談から解決までの体制整備と明確化

4 基本視点

市民の身近な生活圏である小地域において、活力に満ちた活動組織の形成及び活動の構築を図ります。

- (1) 市民に親しまれる組織及び活動
- (2) 市民に頼りにされる組織及び活動
- (3) 市民と共に生活福祉課題を解決していく組織及び活動

5 地域福祉活動計画推進目標

- (1) 8つの推進目標から3つの推進目標（仮称）に再編する。

3つの推進目標については、奥州市地域福祉計画の基本方針に掲げる3つの柱に基づき再編する。

- ① 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

【奥州市地域福祉計画 1. 福祉で安心・安全な地域づくり】

- ② 地域福祉を支えるしくみづくり

【奥州市地域福祉計画 2. 福祉を支える組織づくり・人づくり】

- ③ 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

【奥州市地域福祉計画 3. 福祉サービスの包括的な提供の仕組みづくり】

- (2) 推進テーマについては、地域福祉計画と整合性を図るとともに第2次計画の評価を踏まえて整理を行い、推進目標に位置づける。

6 策定体制

地域福祉活動計画策定にあたっては、多様な主体が参加することを基本に、以下の体制で臨むものとします。

(1) 奥州市地域福祉活動計画作業部会

地域福祉団体から選出された方と社会福祉協議会職員で構成します。推進目標ごとにワーキンググループを編成し、ニーズ調査及び住民調査の結果等をもとに、計画素案を作成する検討組織として位置付けます。

(2) 奥州福祉推進市民会議

第1次地域福祉活動計画に盛り込まれ設置した組織であり、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行う機関として位置付けます。

(3) 地域福祉活動計画アドバイザー

公立大学法人岩手県立大学 佐藤哲郎准教授にアドバイザーとして依頼し、専門家の視点から助言、指導をいただきます。

(4) 奥州市地域福祉活動計画策定委員会・奥州市社会福祉協議会理事会

奥州市地域福祉活動計画作業部会で作成した計画素案を奥州福祉推進市民会議に諮り提言・評価を受けた後、第3次奥州市地域福祉活動計画策定議案について協議し、議決する機関として位置づけます。

(5) 事務局

奥州市社会福祉協議会地域福祉課に置きます。

7 地域福祉活動計画策定事業の内容

(1) 過去の住民懇談会で寄せられた意見や要望の分析と考察

過去3年間（平成29年度から令和元年度）の住民懇談会で寄せられた意見や要望から、地域福祉活動の課題やニーズ（需要）の考察を行います。

(2) 作業部会（ワーキンググループ）での素案づくり

ワーキンググループは、各地域福祉推進協議会より10名（各2名）と社協職員20名程度で構成し、住民懇談会等で集約された意見及び調査結果をもとに、地域福祉活動計画推進目標に対する方針を作成します。

3つの活動計画推進目標に対し、3グループを編成し具体的計画を作成します。

(3) 奥州市地域福祉計画との連携・協議

奥州市が策定する地域福祉計画策定に係る奥州市地域福祉推進市民会議及び本会が設置する奥州福祉推進市民会議を共同で運営し、連携を図ります。

また、奥州市及び本会がそれぞれ集約した意見や調査結果を互いに共有し合い、分析・整理を行います。

他の奥州市福祉施策、奥州市総合計画等との整合性を図りながら、課題解決策の素案を策定します。

(4) 住民説明会

案として取りまとめられた「奥州市地域福祉計画」と「奥州市地域福祉活動計画」に対し、地域ごとに住民説明会を行い、啓発と意見の収集に努めます。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定方針

少子高齢化や核家族化の急速な展開、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮などにより、住民の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉課題はますます複雑化、多様化の一途をたどっています。これにより公共の福祉サービスだけでは対応できない課題が見受けられるようになり、地域における助けあいや支えあいの関係の再構築が求められています。

このような社会情勢の中で、奥州市社会福祉協議会では、住民、地域の社会福祉活動者、福祉サービスを経営する法人や事業所等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画として平成21年度に「第1次奥州市地域福祉活動計画」を、平成27年度には「第2次奥州市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき地域福祉を推進してきました。

令和2年度末に第2次計画が終了となる中、進捗や達成状況の評価を行い、地域の福祉課題の把握や課題解決に向けた地域住民による情報共有の仕組みづくりをはじめ、市民の福祉教育の場となる研修機会や市民活動団体への支援などの計画が達成されました。

一方、目まぐるしい社会情勢の変化により福祉課題は複雑化、複合化しており、多機関協働による包括的な支援体制や社会福祉法人との協働や連携した取り組みなど、国の施策である「地域共生社会の実現」に向けた取り組みや今まで構築してきた小地域福祉活動をより充実できるよう「第3次奥州市地域福祉活動計画」を策定します。

この計画の内容は、私たちの生活を中心とした福祉課題の解決や小地域福祉活動の活性化、相談の充実、協働の構築等を体系的かつ年度ごとに取りまとめた計画になります。

1 基本的事項

奥州市の地域福祉を推進するための柱であり、この計画に基づいて、奥州市社会福祉協議会は、福祉に関する諸課題を解決し、だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」の実現を目指していきます。

2 奥州市地域福祉活動計画の位置づけ

この計画は、民間の立場で進める地域福祉に関する計画であり、社会福祉法に定められる社会福祉協議会が目指す地域福祉の実践を示すものです。

奥州市社会福祉協議会では、奥州市民がともに支え生きていく地域社会の構築に向け、「地域福祉の推進」の理念を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、第3次奥州市地域福祉活動計画を策定します。

また、奥州市で策定する、社会福祉法第107条に明記されている市町村地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「奥州市地域福祉計画」と連携を図り策定していきます。

3 計画の期間

(1) 目標設定期間

奥州市地域福祉計画との関連から令和7年度を到達目標に設定し、令和3年度から5年間を計画期間とします。

また、5年を2期に区分し、計画執行の状況確認や再評価を行いながら、最終年度には、総評価・再計画を行います。

(2) 具体的作業手順の期間

- ① 第1期（3年） 令和3年度から令和5年度
 - ・計画執行、執行状況の確認
- ② 第2期（2年） 令和6年度から令和7年度
 - ・計画執行、執行状況の確認
 - ・達成されたもの、未達成のものに分類し、再評価して総括
 - ・第4次奥州市地域福祉活動計画の策定

4 計画の骨子

奥州市地域福祉活動計画を編成する骨子については、次のとおりとします。

第1章 総論

《奥州市の状況、地域福祉活動計画とは、計画策定の意義と期間》

第2章 奥州市社会福祉協議会の基本理念と地域福祉活動計画の基本方針と推進目標

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 推進目標（テーマ）

第3章 推進目標（テーマ）による実施計画

8つの推進目標から3つの推進目標に再編
（地域福祉計画の柱立てと整合性を図る）

- 1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり
- 2 地域福祉を支えるしくみづくり
- 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

第4章 資料編

5 実施計画の編集

◇推進目標

推進テーマ（サブタイトル）

《現状と課題》

《該当事業名》

《具体的な取組》 事業強化や事業の再編、展望・期待する効果を包括的に表記

《取り組みの方向性》

○市民、地域の取り組み ○行政の取り組み ○社協の取り組み

《活用が期待できる財源》

6 計画策定の手法

- (1) 推進テーマごとに、地域福祉の取り組みや福祉サービスの「現状」と「課題」を把握します。

「課題」については、本会が実施している事業評価・アンケート結果、懇談会で提案された意見・住民 ニーズ調査結果等に基づいて整理します。

- (2) 現状と課題の整理を行い、課題ごとに対応する「具体的な取り組み」を示し、そのことで課題が解決されます。
- (3) 「具体的な取り組み」を進めていくため、推進目標における「市民、地域の取り組み」「行政の取り組み」「社協の取り組み」を明記していきます。

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州福祉推進市民会議設置要綱

平成23年4月1日 制定

(沿革) 平成30年3月9日第1次一部改正

(目的)

第1 この要綱は、市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、奥州福祉推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 市民会議は、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行うものとする。

(組織)

第3 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者
- (2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者
- (3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者
- (4) 社会福祉関係団体の役職員
- (5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者
- (6) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (7) 関係行政機関
- (8) 商工業、農業等の企業を代表する者
- (9) その他、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 市民会議の庶務は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第3次奥州市地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	役職名	氏 名	所属・区分
1	委員長	岩 井 憲 男	奥州市社会福祉協議会会長
2	副委員長	小野寺 功	奥州市社会福祉協議会副会長
3	副委員長	菅 野 謙 市	奥州市社会福祉協議会副会長
4	委 員	大 内 薫	奥州市社会福祉協議会常務理事
5	委 員	佐々木 金 男	奥州市社会福祉協議会理事
6	委 員	鈴 木 公 男	奥州市社会福祉協議会理事
7	委 員	高 橋 善 昭	奥州市社会福祉協議会理事
8	委 員	渡 辺 均	奥州市社会福祉協議会理事
9	委 員	小野寺 孝 喜	奥州市社会福祉協議会理事
10	委 員	佐 賀 俊 憲	奥州市社会福祉協議会理事
11	委 員	千 田 敏 彦	奥州市社会福祉協議会理事
12	委 員	菅 野 好 平	奥州市社会福祉協議会理事
13	委 員	高 橋 俊 彦	奥州市社会福祉協議会理事
14	委 員	千 田 勝	奥州市社会福祉協議会理事
15	委 員	藤 田 司	奥州市社会福祉協議会理事
16	委 員	鈴 木 守 圀	奥州市社会福祉協議会監事
17	委 員	小笠原 カノエ	奥州市社会福祉協議会監事
18	委 員	亀 井 涼 一	奥州市社会福祉協議会監事

No.	役職名	氏 名	所属・区分
1	アドバイザー	佐 藤 哲 郎	岩手県立大学社会福祉学部社会福祉学科准教授

奥州福祉推進市民会議委員名簿

任期：令和元年8月8日から令和3年3月31日まで

No.	区 分	団体等名称	職 名	氏 名
1	住民自治組織を構成する団体に所属する者	水沢地域福祉推進協議会	委 員	佐 藤 忠 雄
		江刺地域福祉推進協議会	委 員	高 橋 善 昭
		前沢地域福祉推進協議会	委 員 長	千 田 敏 彦
		胆沢地域福祉推進協議会	委 員	鈴 木 公 男
		衣川地域福祉推進協議会	委 員	佐々木 金 男
2	地域福祉に関係のある機関に所属する者	奥州市社会福祉協議会	委 員	大 内 薫
3	民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者	奥州市民生児童委員連合協議会	委 員	佐 藤 忠 助
		奥州市行政区長連絡協議会	副委員長	岩 渕 二 郎
4	社会福祉関係団体の役職員	奥州市老人クラブ連合会	委 員	佐 藤 擴
		奥州市身体障害者福社会	委 員	鈴 木 次 三
		胆江地区手をつなぐ育成会連絡会	委 員	大 谷 直 子
		奥州市精神障害者家族会連合会	委 員	遠 藤 洋 治
		奥州市母子寡婦福祉協会	委 員	小 澤 幸 子
		公益財団法人江刺青年会議所	委 員	菅 原 正 堯
		奥州市地域婦人団体協議会	委 員	鈴 木 勝 子
5	ボランティア連絡協議会・NPO法人の代表者	奥州市ボランティア連絡協議会	委 員	菅 野 好 平
		特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット	委 員	高 橋 宣 子
6	社会福祉事業を営営する団体の役職員	胆江地区保育協議会	委 員	色 川 秀 一
		県南ブロック高齢者福祉協議会	委 員	伊 藤 いずみ
		岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	委 員	但 木 美 穂
7	関係行政機関	県南広域振興局保健福祉環境部	委 員	小 原 奈 恵
		奥州市福祉部	委 員	高 橋 清 治
		奥州市警察署	委 員	青 木 優 亮
		奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	委 員	小野寺 和 則
8	商工業、農業等の企業を代表するもの	奥州商工会議所	委 員	菊 地 浩 明
		岩手ふるさと農業協働組合	委 員	鈴 木 勝 幸
9	その他、奥州市社会福祉協議会会長が必要と認めるもの	胆江日日新聞社	委 員	渡 辺 晃
		水沢地区町内会連絡協議会	委 員	三 浦 光 章
		公募	委 員	及 川 アツ子

第3次奥州市地域福祉活動計画策定作業部会委員名簿

班	地域福祉推進目標	所 属 氏 名		
A	誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり	部 会 員		
		役	選出地域	氏 名
		◎	水沢地域福祉推進協議会	菅 原 睦 夫
			江刺地域福祉推進協議会	和 賀 隆 子
		○	前沢地域福祉推進協議会	浦 川 俊 雄
		職 員		
		役	職 名	氏 名
			前沢支所長	高 橋 一 彦
		◇	衣川支所長	小野寺 栄 子
			総務企画課長補佐	浅 間 ゆかり
			くらし・安心応援室長補佐	井 上 俊 美
			水沢支所副主幹	佐々木 ひとみ
			子ども福祉推進室主任	須 藤 麻 生
			前沢支所主任	菅 原 幸 子
			くらし・安心応援室主任	及 川 和 代
			地域福祉課主事	中 田 理 奈
B	地域福祉を支えるしくみづくり	部 会 員		
		役	選出地域	氏 名
			江刺地域福祉推進協議会	安 部 佐 代
		◎	前沢地域福祉推進協議会	佐 藤 一 儀
		○	胆沢地域福祉推進協議会	井 上 誠 治
			衣川地域福祉推進協議会	千 葉 祥 子
		職 員		
		役	職 名	氏 名
		◇	子ども福祉推進室長	及 川 純 子
			在宅福祉課長	小野寺 真 美
			水沢支所長補佐	岩 渕 達 也
			総務企画課主任	阿 部 彩 香
			地域福祉課主任	高 橋 嘉津江
			胆沢支所主任	前 川 泰 喜
			江刺支所主事	千 葉 優
			くらし・安心応援室主事	安 倍 万 緒
C	市民の暮らしや活動を支える体制づくり	部 会 員		
		役	選出地域	氏 名
		○	水沢地域福祉推進協議会	千 田 初 江
		◎	胆沢地域福祉推進協議会	小野寺 俊 男
			衣川地域福祉推進協議会	吉 田 裕 悦
		職 員		
		役	職 名	氏 名
			江刺支所長	高 橋 研
		◇	胆沢支所長	菊 地 傑
			地域包括支援センターみずさわ中央所長補佐	中 嶋 健
			江刺支所長補佐	菊 池 幸 樹
			総務企画課主事	菊 地 光 祐
			地域福祉課主事	千 田 風 子
			地域福祉課主事	齋 藤 菜緒子
			在宅福祉課介護支援専門員	千 葉 道 子

※ 部会長には「◎」、副部会長を「○」、事務局の担当責任者は「◇」

事務局	地域福祉課長	佐 藤 康 裕
	地域福祉課長補佐	但 木 寿 也